

## 芳賀台地土地改良区賦課委員会処務規程（内規）

第1条 賦課委員会（以下「委員会」という。）の職務は他の規定によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員6名をもって組織する。

- 2 委員は理事の互選によるものとする。
- 3 委員長は委員の互選による決定する。

第3条 委員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを召集する。ただし、委任された事項についての召集は委員長が行う。

- 2 委員長が委員会を召集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は賦課を適正かつ効率的に実施するため次の事項について、理事会の諮問に答申し、又は委託された事項を議決して理事会に報告するものとする。

- (1) 賦課の収納向上のための措置に関すること。
- (2) 賦課未納の対策に関すること。
- (3) 督促に関すること。
- (4) 還付事務の効率化に関すること。
- (5) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 委員会は必要に応じ職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか常例に属する軽易な事項を専決処分することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し又は、職務外において長期にわたり旅行するときは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附則 この規程（内規）は、平成17年4月1日から適用する。

## 芳賀台地土地改良区當農委員会処務規程（内規）

第1条 営農委員会（以下「委員会」という。）の職務は他の規定によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員6名をもって組織する。

- 2 委員は理事の互選によるものとする。
- 3 委員長は委員の互選による決定する。

第3条 委員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを召集する。ただし、委任された事項についての召集は委員長が行う。

- 2 委員長が委員会を召集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は畠地かんがい施設の整備を着実に実施するため次の事項について、理事会の諮問に答申し、又は委託された事項を議決して理事会に報告するものとする。

- (1) 畠かん営農の啓発に関すること。
- (2) 畠かん営農地区に対する支援策の検討に関すること。
- (3) 受益農家の意向調査に関すること。
- (4) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 委員会は必要に応じ職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか常例に属する軽易な事項を専決処分することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し又は、職務外において長期にわたり旅行するときは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附則 この規程（内規）は、平成17年4月1日より適用する。

## 芳賀台地土地改良区多面的機能発揮委員会処務規程（内規）

第1条 多面的機能発揮委員会（以下「委員会」という。）の職務は他の規定によるものほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、委員4名をもって組織する。

- 2 委員は理事の互選によるものとする。
- 3 委員長は委員の互選により決定する。

第3条 委員の任期は4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを召集する。ただし、委任された事項についての召集は委員長が行う。

- 2 委員長が委員会を召集するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は本土地改良区が管理する土地改良施設の多面的機能の適正化発揮に関する次の事項について、理事会の諮問に答申し、又は委託された事項を議決して理事会に報告するものとする。

- (1) 多面的機能の啓発に関すること。
- (2) 多面的機能発揮のための施設管理管理に関すること。
- (3) 多面的機能発揮に対する関係機関等との協議調整に関すること。
- (4) その他

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事長、副理事長及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

- 2 委員会は必要に応じ職員その他の者の出席を求め意見を徴することができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のほか常例に属する軽易な事項を専決処分することができる。

第11条 委員は、職務のために出張し又は、職務外において長期にわたり旅行するときは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附則 この規程（内規）は、平成17年4月1日より適用する。